

(文教科科学委員会)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一九号)(衆議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、主幹教諭を置く公立の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情のある場合に教職員の数を加算することとする規定を整備すること。

二、この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。